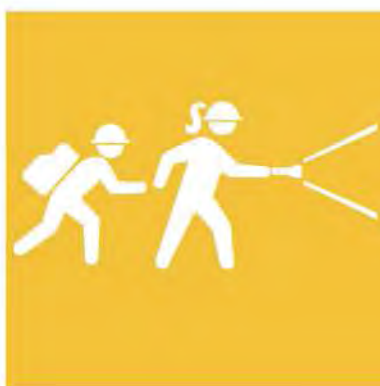
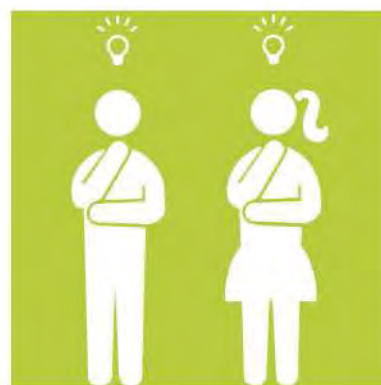


第4次つるが

男女共同参画プラン



敦 賀 市

第4次つるが男女共同参画プラン策定にあたって

敦賀市では、男女がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で共に活躍できるまちをめざし、各種施策に取り組んでおります。

「つるが男女共同参画プラン」は本市の男女共同参画推進の指針として、平成14年に策定されてからこれまで、多方面において重要な役割を担ってまいりました。

国においても「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行するなど、女性が社会でより活躍できる基盤を整えると共に、多様な働き方が選択できるように仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進しております。

こうした流れの中、本プラン策定期間中であつた令和2年は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、働き方や生活様式の変化を余儀なくされた年となりました。社会の大きな変革により、多様なライフスタイルへの対応や性別による固定観念からの脱却等、男女共同参画の重要性がますます高まっております。

今回策定いたしました「第4次つるが男女共同参画プラン」は、社会情勢の変化や国等の制度改革を取り入れるとともに、令和元年に実施しました市民や事業所のアンケート結果を基とし、市民の皆様に分かりやすい実効性の高いプランといたしました。

本プランの掲げました「男女共に 自分らしく生きていけるまち 敦賀」を実現するためには、性別に関わりなく社会のあらゆる分野で誰もが参画できることが必要不可欠です。今後とも市民の皆様をはじめ事業所、地域、行政が一丸となって男女共同参画の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後にプランの策定にあたり、御多忙の中、またコロナ禍という厳しい状況にも関わらず、貴重な御意見・御提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート並びにパブリックコメントにて御意見をいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

令和3年3月

敦賀市長 瀧 上 隆 信





『敦賀市男女共同参画都市宣言』

わたしたちは、いきいきと豊かに暮らせる社会を築くため、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

世界に心拓く ^{ひら} 港まち敦賀

古き歴史を礎に ^{いしずえ} 未来へはばたく ^{ひと} 男と女 ^{ひと}

愛と信頼育みつ ^{はぐく} 男と女が ^{ひと} 尊重し ^{ひと} 合い

家庭で 地域で 職場で

一緒に築こう 男女共同参画社会

このまち敦賀が すきだから

平成17年6月28日

敦 賀 市



目 次



第1章 プランの概要

1 第4次つるが男女共同参画プランについて	1
(1) プランの役割	
(2) プランの位置付け	
(3) プランの期間	
(4) プランの特徴	
(5) プランがめざす敦賀市の姿	
2 プランの体系	3
3 市民、事業所の取り組み	4
4 数値指針	5

第2章 プラン策定の背景

1 つるが男女共同参画プラン策定の経緯	6
2 世界と国、県そして敦賀市の動向	7
3 敦賀市の現状	9

第3章 プランの施策

基本目標1 女性が活躍しやすいまち	14
基本目標2 男女共に仕事と生活の調和ができるまち	20
基本目標3 男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち	28

資 料

用語解説	35
敦賀市男女共同参画推進条例	36
第4次つるが男女共同参画プラン実施事業（取組）一覧	42
第4次つるが男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	48
第4次つるが男女共同参画プラン策定にかかる経緯	49

第1章 プランの概要

- 第4次つるが男女共同参画プランについて
- プランの体系
- 市民、事業所の取り組み
- 数値指針

1 第4次つるが男女共同参画プランについて

(1) プランの役割

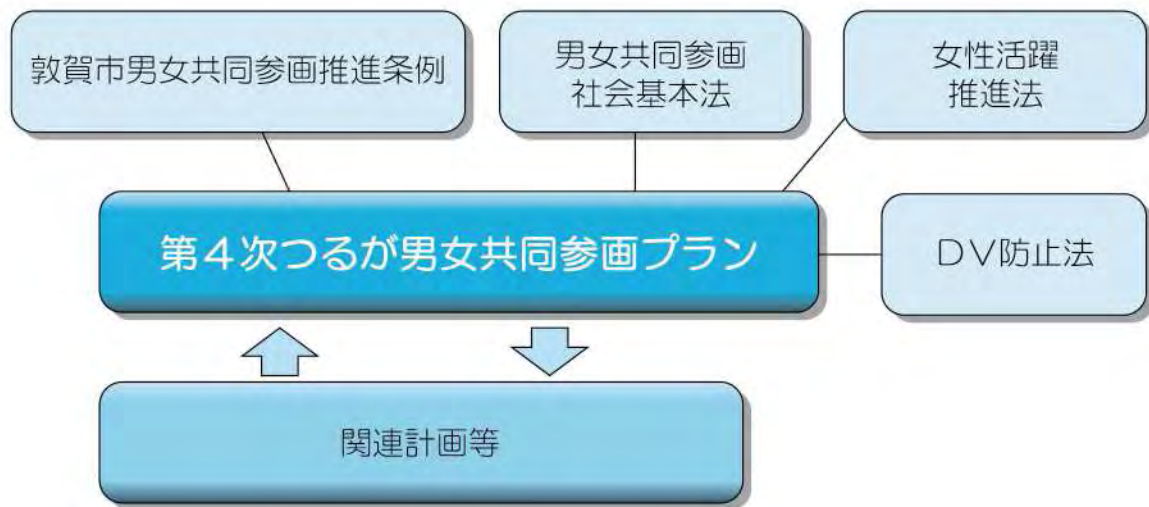
第4次つるが男女共同参画プランは、本市における男女共同参画社会を構築するため、市の取り組みを中心にまとめた体系的な計画です。これまでの成果を活かしつつ、国や県の政策動向、本市の課題等を踏まえて策定しました。

本プランを通じて、市が実施する取り組みを明確にするとともに、それらの取り組みを通じて市民や団体、地域、事業所における男女共同参画を推進します。

(2) プランの位置付け

本プランは、「敦賀市男女共同参画推進条例第9条」に基づく基本計画であり、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に規定されている市町村男女共同参画計画にあたるものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項」に基づく市町村基本計画にも位置付けています。



(3) プランの期間

本プランは、令和3年度を始期とし、令和7年度を目標年度とする5年間の計画です。

なお、計画期間中は市の取り組みを中心としてプランの進捗状況及び評価を毎年公表するとともに、社会情勢の変化や上位計画の見直しなどに応じて必要な範囲で新たな施策を取り入れます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
➔				

(4) プランの特徴

○市民一人ひとりの個性を尊重するプラン

これまでの取り組みを通じて、行政だけでなく市民や事業所などそれぞれの主体が一丸となって、男女共同参画を推進してきました。本プランは、これまでの成果を継承・発展させ、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が発揮される社会の形成をめざすものへと視点を一歩進めています。

○市民や事業所になじみやすい、シンプルなプラン

男女共同参画を敦賀市全体で実現するには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠となります。そのため、本プランは日常的でなじみやすい表現を使用しました。また、現在どのような課題があり、解決のために何を行う必要があるのか、分かりやすく取り組みやすいシンプルなプランとしました。

○社会情勢の変化に対応した、敦賀らしいプラン

男女共同参画を取り巻く情勢は、国の新たな取り組みや社会経済構造の変化、本市の現状などから、新たな課題への対応が必要です。本プランでは、最近の動向や課題に対応するとともに、計画期間に起こりうる変化にも配慮して、これからの本市にふさわしいものとなっています。

(5) プランがめざす敦賀市の姿

男女共に 自分らしく生きていけるまち 敦賀

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）です。

本プランもその考え方を基本としながら、国や県の動向、さらには第3次つるが男女共同参画プランの成果や課題、本市の現状を踏まえて策定しました。

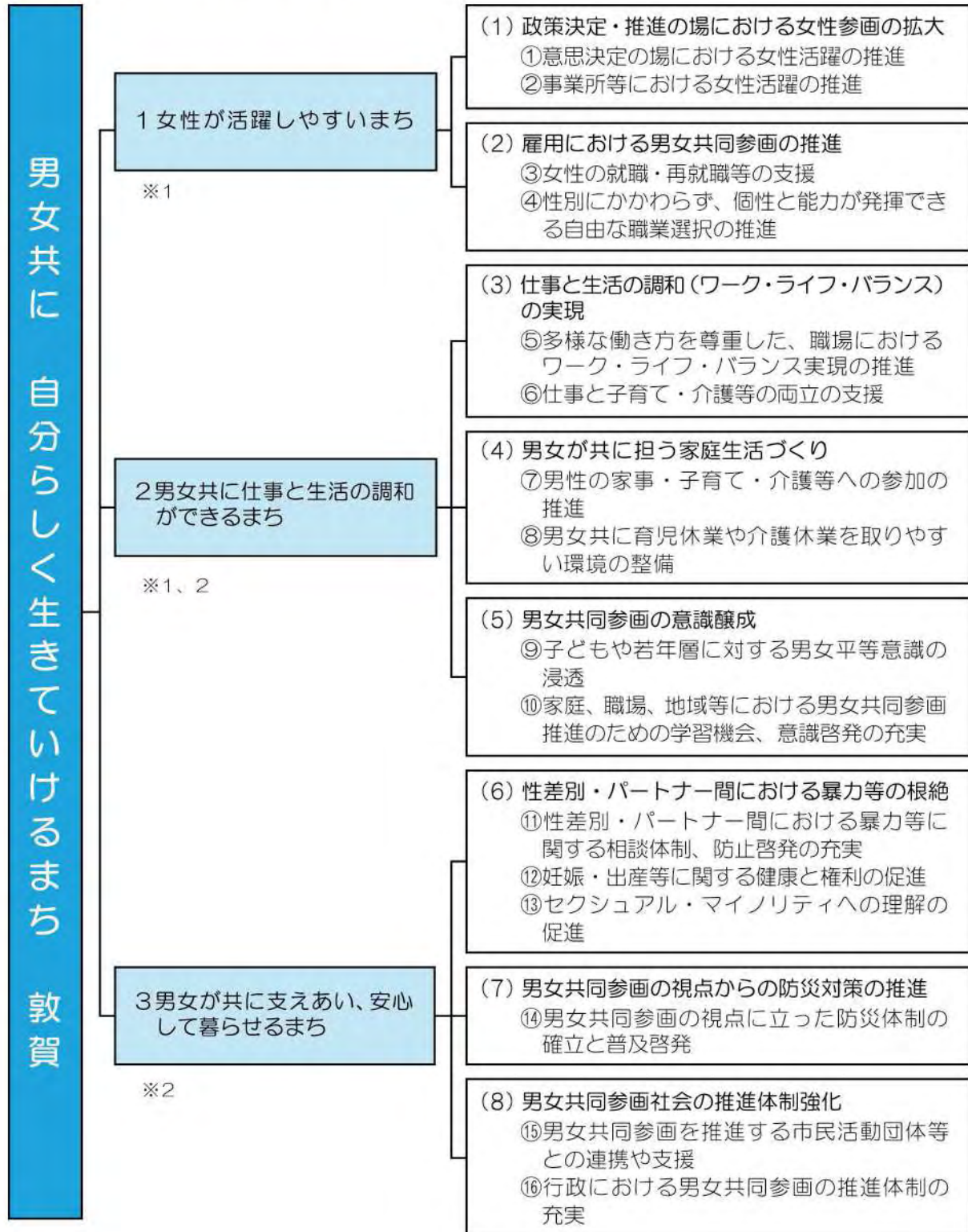
本プランでは、男女が共に自分らしく生きていけるまちづくりを通して、一人ひとりが自分らしい男女共同参画を実現していくことをめざします。

2 プランの体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本課題、施策]



※1 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策を含む

※2 DV防止法に基づく市町村基本計画の施策を含む

3 市民、事業所の取り組み

本プランは、市の取り組みを中心にまとめた体系的な計画ですが、男女共同参画の実現には市の取り組みを通じて市民や団体、地域、事業所それぞれの行動が必要になります。

そこで、本プランでは市民や事業所に期待される具体的な行動を次のとおり示します。

市民や事業所における男女共同参画の行動指針としてご活用ください。

行動指針

市民の取り組み

- ・女性のリーダーを増やそう
- ・仕事も私生活もどちらも大切にしよう
- ・性別で役割を決めるのはやめよう
- ・家事、子育て、介護に男性も積極的に取り組もう
- ・性別は男性と女性以外にもあることを理解しよう

事業所の取り組み

- ・女性の職員や管理職を増やそう
- ・女性の意見を積極的に取り入れよう
- ・有給休暇等を取りやすい職場環境を作ろう
- ・協力して超過勤務を減らそう
- ・多様な働き方ができる職場にしよう

4 数値指針

本プランが実施され、市の取り組みを通じて市民や団体、地域、事業所における男女共同参画を推進した結果として実現する姿を、次のとおり数値指針として示します。進捗状況は市の調査やアンケート等で把握し、指針の達成に向けて必要な対応を行います。

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
基本目標1 女性が活躍しやすいまち		
i. 審議会等における女性の割合	25.8%	30%
ii. 敦賀市役所における女性の管理職の割合 (課長職相当以上の管理職)	18.1%	20% ^{※1}
iii. 女性の管理職がいる市内事業所の割合	34.6%	40%
iv. 「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合	31.3%	50%
基本目標2 男女共に仕事と生活の調和ができるまち		
v. 家庭と両立しながら働きやすいと思う市民の割合	31.8%	40%
vi. 有給休暇取得率	—	70% ^{※2}
vii. 1週間当たりの男性の平均家事等(家事・子育て・介護)の参画時間	— ^{※3}	14時間
viii. 「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合	17.8%	20%
基本目標3 男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち		
ix. DVや女性の悩みごとを相談できる窓口が市にあることを知っている市民の割合	25.3%	35%
x. LGBTの意味を知っている市民の割合	47.4%	60%

[進捗状況の把握はアンケート調査による(i, iiを除く)。9ページ参照]

※1 敦賀市特定事業主行動計画に準拠。

※2 目標値は国の仕事と生活の調和推進のための行動指針の数値目標に準拠。

算定方式：[全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない)]を百分率に換算。

アンケート調査とは別に敦賀市役所の進捗状況は実績によっても把握する。

※3 [参考] 平成28年社会生活基本調査における福井県の平均家事関連時間(1日当たり) 男性42分、女性3時間24分。

第2章 プラン策定の背景

- つるが男女共同参画プラン策定の経緯
- 世界と国、県そして敦賀市の動向
- 敦賀市の現状

1 つるが男女共同参画プラン策定の経緯

男女共同参画社会基本法が平成11年（1999年）6月23日に施行され、翌12年に国の男女共同参画基本計画が策定されました。

本市においても、平成12年に男女共同参画の担当部署を設置して以来、平成14年に「つるが男女共同参画プラン」の策定、平成16年に「敦賀市男女共同参画推進条例」の制定、平成17年に「敦賀市男女共同参画都市宣言」をするなどの取り組みを進めてきました。

つるが男女共同参画プランは策定以来、社会情勢の変化や市民のニーズに対応すべく、定期的に見直しを図ってきました。

平成23年に策定した「第2次つるが男女共同参画プラン」では、本市が抱えてきた具体的な課題を、男女共同参画の考え方をもって実践的活動として解決すること、すなわち「みんなで考え、行動する」ことに主眼を置きました。

平成28年に策定した「第3次つるが男女共同参画プラン」では、従来のプランの特徴を継承しながら、より発展的で実効性のあるプランとしました。

近年の日本では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、分野を問わず、女性が活躍できる環境づくりに力が入れています。

また、働き方改革関連法の施行や、育児・介護休業法施行規則等の改正等、性別にかかわらず、職業生活と私生活の両方をそれぞれの希望に応じて充実させることができるワーク・ライフ・バランスの実現をめざした動きも活発に行われています。

国際的にもSDGs（持続可能な開発目標）の中に、ジェンダー平等の実現が掲げられ、国の第5次男女共同参画基本計画においてもその達成を方針の一つとすることとなっています。

「第4次つるが男女共同参画プラン」は、これらの社会情勢の変化を取り入れるとともに、市民や市内事業所のアンケート調査結果、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、市内の各団体や事業所、公募市民、学識経験者等からなる第4次つるが男女共同参画プラン策定委員会において検討しました。

本プランは、令和の時代にふさわしく、市民の多様なニーズに対応できる男女共同参画をめざし、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が発揮できる社会を実現するためのプランとして策定しました。

2 世界と国、県そして敦賀市の動向

男女共同参画に関する国際的な情勢や国内、福井県、敦賀市の取り組みを簡単に次の表にまとめました。

年	世 界	日 本
1975(昭50)	国連「国際婦人年」 第1回世界女性会議開催(メキシコシティ) 「国連女性の10年」宣言(76~85年)	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置
1977(昭52)		「国内行動計画」策定
1979(昭54)	国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	
1981(昭56)		
1983(昭58)		
1985(昭60)	第3回世界女性会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「改正国籍法」施行・「男女雇用機会均等法」制定
1987(昭62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988(昭63)		
1991(平 3)		「育児休業法」公布
1993(平 5)		
1994(平 6)		総理府の「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組・「男女共同参画審議会」設置
1995(平 7)	第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正
1996(平 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定
1998(平10)		
1999(平11)		「男女共同参画社会基本法」制定
2000(平12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「男女共同参画基本計画」策定
2001(平13)		「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改組 内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002(平14)		
2003(平15)		
2004(平16)		「配偶者暴力防止法」一部改正
2005(平17)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」再確認	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006(平18)		
2007(平19)		
2008(平20)		
2010(平22)	国連総会決議により、UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)設立	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
2011(平23)		
2012(平24)		
2013(平25)		「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定
2015(平27)	国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(ニューヨーク)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定
2016(平28)		「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」改正
2017(平29)		
2018(平30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2019(令 元)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2020(令 2)		災害対応力を強化する女性の視点~男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン~作成 「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定
2021(令 3)		

福 井 県	敦 賀 市
女性の地位向上のための県内行動計画「福井県婦人対策の方向」策定 企画開発部「少年課」を「青少年婦人課」に改め、課内に「婦人 対策室」設置	
女性のための地位向上を推進する民間の女性団体「福井県婦人の 地位向上推進連絡会」設立	
女性の地位向上と福祉の増進に向けた総合的な女性行政の指針「21 世紀をめざすふくい女性プラン」策定	
	女性の地位向上と組織化を推進する市民団体「敦賀女性ネットワ ーク」設立
女性総合センターと生涯学習センターの複合施設「生活学習館」開館 財団法人「ふくい女性財団」設立	
「ふくい男女共同参画プラン」策定	
	企画部企画調整課内に男女共同参画室を新設
「福井県男女共同参画計画」策定 「福井県男女共同参画推進条例」制定	「つるが男女共同参画プラン」策定 「男女共同参画室」を「男女共同参画課」に改組し、勤労福祉セン ター内に設置
「男女共同参画室」を「男女参画・県民活動課」に改組	
	「敦賀市男女共同参画推進条例」制定 「敦賀市男女共同参画審議会」設置 勤労福祉センター内に男女共同参画センター新設
	男女共同参画都市を宣言し、記念式典を開催
「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定	勤労福祉センターを廃止し、男女共同参画センターに機能を一元化 「敦賀女性ネットワーク」を「つるが男女共同参画ネットワーク」に改称
	「つるが男女共同参画プラン」改定 「男女共同参画課」を「市民協働課」に改称
	「市民協働課」内に「男女共同参画室」を設置
	「第2次つるが男女共同参画プラン」策定
「第2次福井県男女共同参画計画」策定	
	「第3次つるが男女共同参画プラン」策定
「第3次福井県男女共同参画計画」策定	
	南公民館内に男女共同参画センター移転
	「第4次つるが男女共同参画プラン」策定

3 敦賀市の現状

本プランを策定するにあたり、市民や事業所の現状やニーズを把握するため、本市では令和元年11月に市民1,200人と事業所100社を対象としたアンケート調査を実施しました。調査方法や回収結果は次のとおりです。

調査対象および調査方法

調査対象	市民調査：市内に居住する満18歳以上の男女1,200人を無作為抽出 事業所調査：市内に所在する事業所100社を無作為抽出
調査方法	調査票を郵送の上、記入後に回収（郵送法）
調査期間	令和元年11月1日～11月30日

回収の結果

	市 民		事 業 所	
	票 数	回収率	票 数	回収率
配布票数	1,200件	—	100件	—
回収票数	454件	37.8%	58件	58.0%

調査の結果として、男女共同参画社会の実現に向けて必要な取り組みに係るものを一部紹介します。

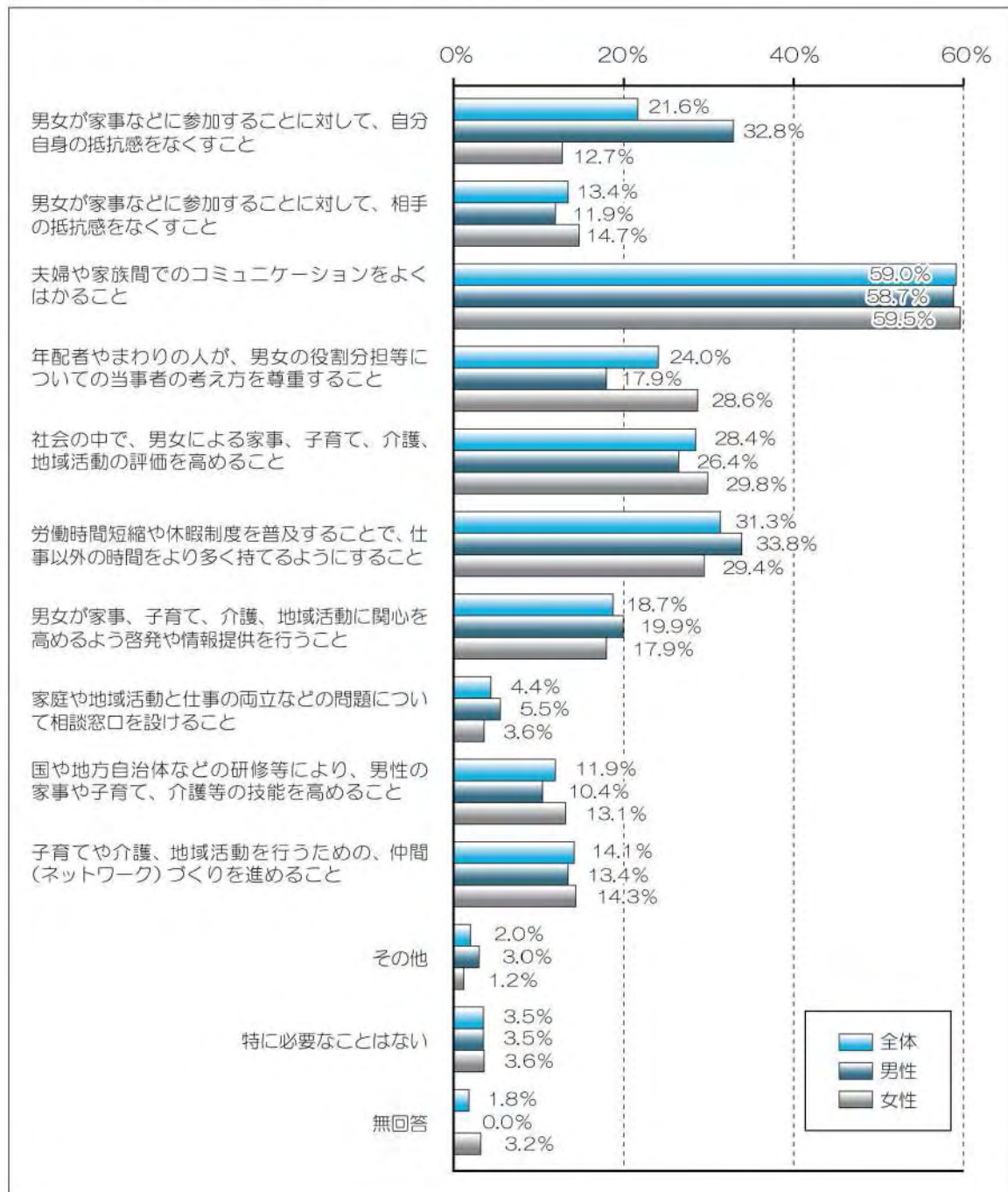
なお、市民調査のうち、性別「その他」の回答数は1件であり、性別による回答傾向の比較を行うには収集データ数が不十分ですので、性別「その他」の回答結果は本書では掲載しておりません。

ただし、「全体」の回答の中には、性別「その他」の回答も含まれています。

○男女共同参画に必要なこと（市民調査）

全体では、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が59%と最も多く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が31%となっています。

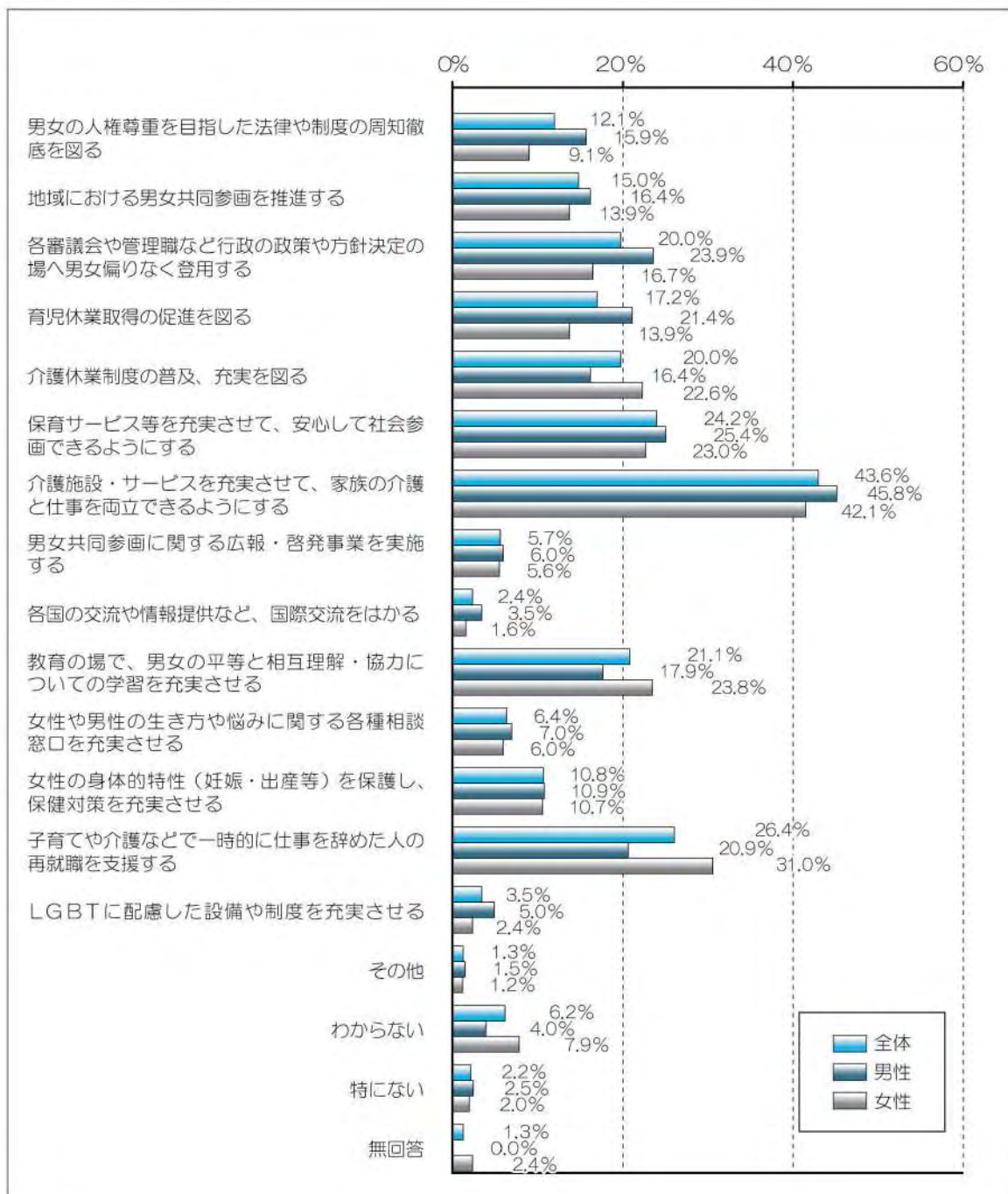
男女別に見ると、「男女が家事などに参加することに対して、自分自身の抵抗感をなくすこと」が男性では多く、「年配者やまわりの人が、男女の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」が女性では多くなっていますが、全体的には男女でほぼ同様の回答傾向が見受けられます。



○男女共同参画社会をめざすために、市が対応すべきこと（市民調査）

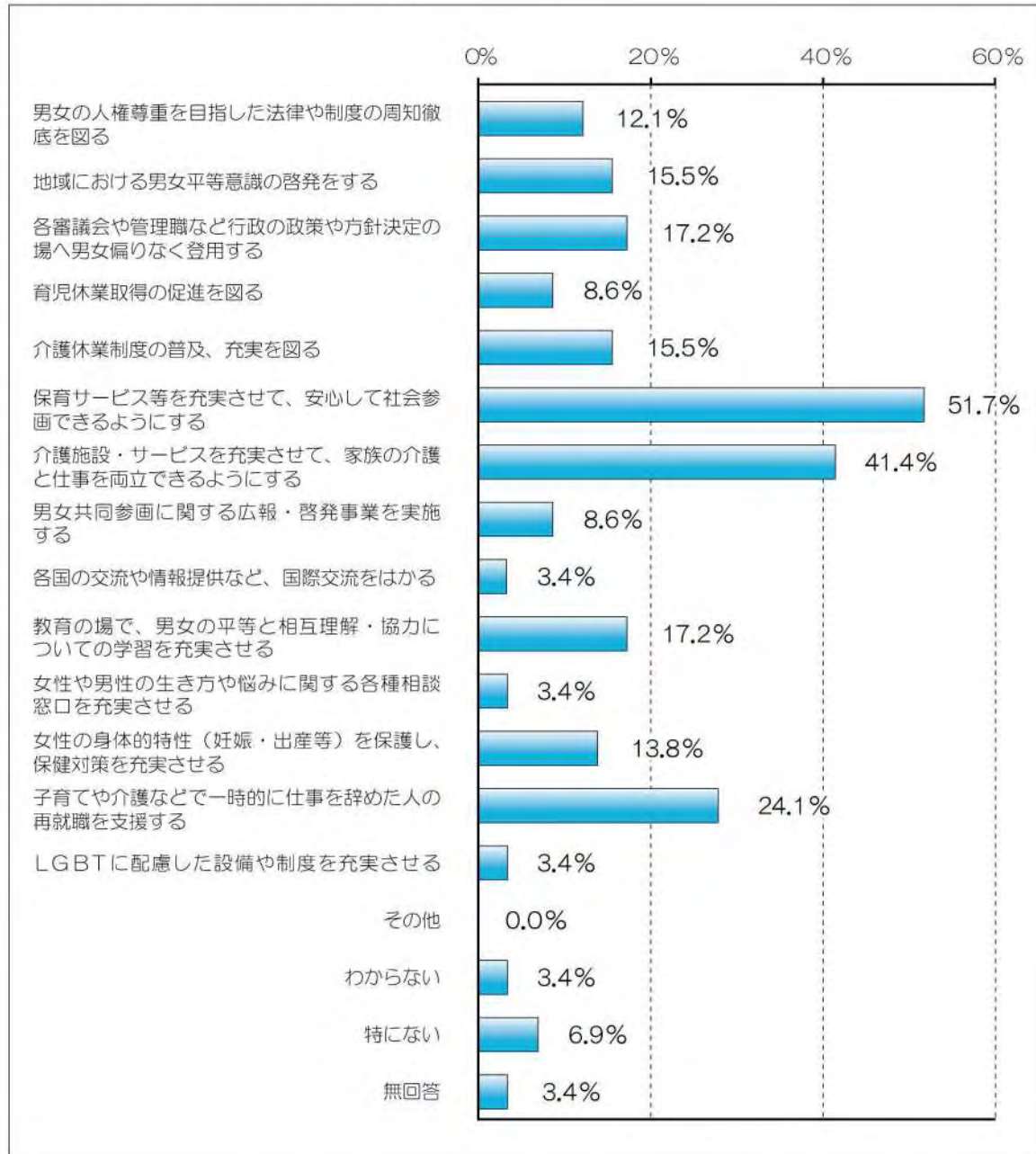
「介護施設・サービスを充実させて、家族の介護と仕事を両立できるようにする」が43%と最も多く、次いで「子育てや介護などで一時的に仕事を辞めた人の再就職を支援する」が26%となっています。

男女別に見ると、「各審議会や管理職など行政の政策や方針決定の場へ男女偏りなく登用する」が男性では多く、「子育てや介護などで一時的に仕事を辞めた人の再就職を支援する」が女性では多くなっていますが、全体的には男女でほぼ同様の回答傾向が見受けられます。



○男女共同参画社会をめざすために、市が対応すべきこと（事業所調査）

「保育サービス等を充実させて、安心して社会参画できるようにする」が51%と最も多く、次いで「介護施設・サービスを充実させて、家族の介護と仕事を両立できるようにする」が41%、「子育てや介護などで一時的に仕事を辞めた人の再就職を支援する」が24%となっています。



本プランでは、このような市民や事業者の現状やニーズを踏まえて、本市の取り組みを進めることとします。

なお、アンケート調査の詳細な結果については、ホームページで公開しています。

○SDGs（持続可能な開発目標）とは？

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。



SDGsには17の目標があり目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。また、目標の一つとなっているだけではなく、経済、政治、教育、環境、まちづくり等、様々な分野において、男女共同参画は大きな課題であり、複数の目標の中で、性別による差別の撤廃、女性の人権の保護、女性活躍の推進について述べられています。

敦賀市では、本プランに則り、男女共同参画のための取り組みを着実に進めていくことで、「ジェンダー平等の実現」をめざすとともに、あらゆる分野で性別にかかわらず、それぞれが望む生き方ができる社会の実現をめざします。

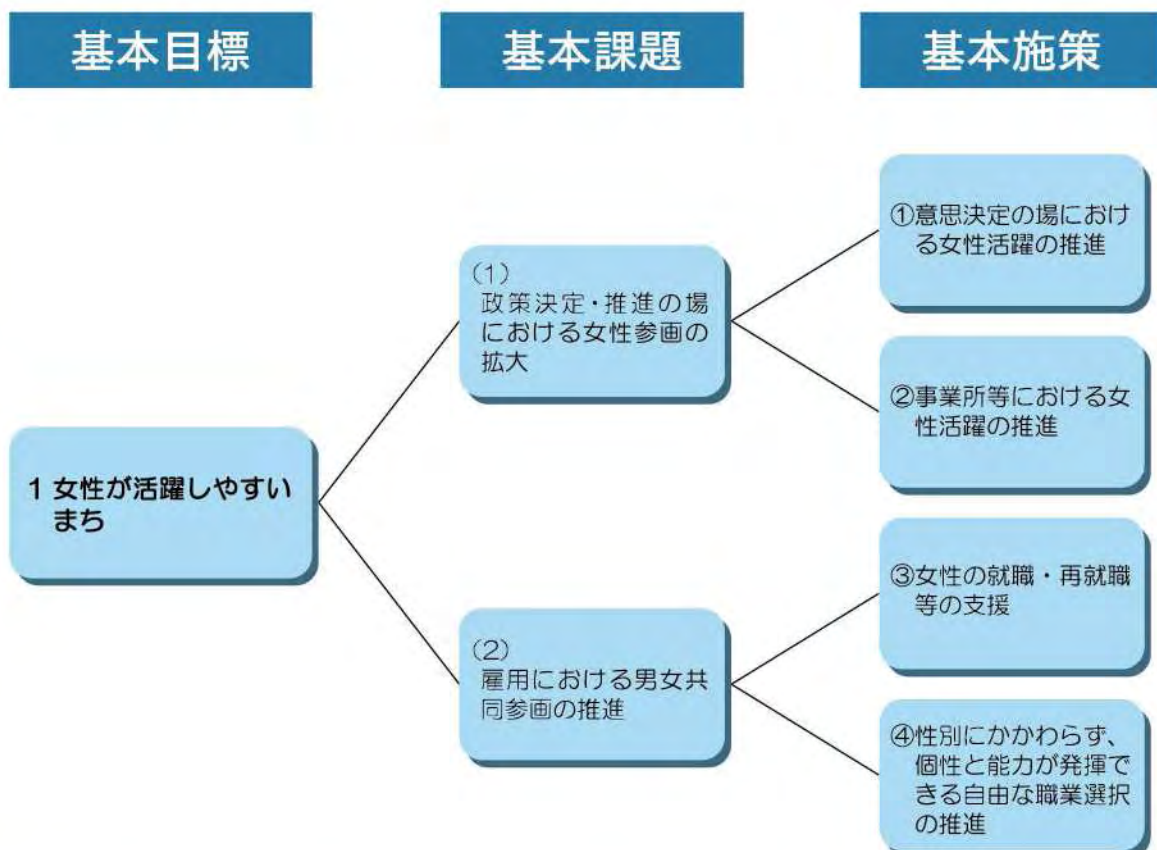


第3章 プランの施策

- 基本目標1 女性が活躍しやすいまち
- 基本目標2 男女共に仕事と生活の調和ができるまち
- 基本目標3 男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち

基本目標 1

女性が活躍しやすいまち





基本課題（1）

政策決定・推進の場における女性参画の拡大

現 状

市民の多様なニーズに応える政策を決定・推進するためには、市民が参画する場が多様にあるとともに、参画する市民自身もまた多様であることが必要です。しかしながら、女性の参画はこれまで必ずしも十分ではありませんでした。

本市の審議会・委員会における女性の割合や、管理職の女性の割合は徐々に改善はされていますが、依然として政策の決定・推進の場における女性の参画が十分とは言えない状況です。

また、本市が行った事業所へのアンケート調査の結果、市内の63.6%の事業所には女性管理職がないことが明らかとなり、事業所においても女性の参画が十分でない状況がうかがえます。

今後は、審議会や委員会等での女性の割合をさらに改善するための働きかけを行うとともに、事業所等の意思決定の場における女性の参画をより推進する必要があります。そして、女性による起業や就農、地域活動など、多様な場において女性の主体的な活動を積極的に支援することが必要です。

敦賀市の審議会・委員会に占める女性の割合の推移

年 度	審議会・ 委員会総数	総 人 数	女性の人数	女性の割合 (%)
H28	42	522	124	23.8
H29	41	505	114	22.6
H30	39	477	112	23.5
R 1	40	486	118	24.3
R 2	40	480	124	25.8

全体的には改善傾向だが、依然、女性の割合は低い状態である。

プランにおける取り組み等

■市の基本施策

① 意思決定の場における女性活躍の推進

《具体的な取り組み》※¹

- 市の審議会や委員会等における女性の割合の向上を促進します
- 市の女性管理職の割合の向上を促進します
- 地区の意思決定の場での女性役員の割合の向上を促進します

② 事業所等における女性活躍の推進

《具体的な取り組み》

- 女性の活躍を推進する研修を開催します
- 女性の起業など主体的な活動を支援します

※¹ 各施策の具体的な取り組みはプランの事業の一部を抜粋、表記を省略して掲載。詳細は資料の「第4次つるが男女共同参画プラン実施事業（取組）一覧」参照。

■市民・事業所の行動指針※²

市民の取り組み

- 女性のリーダーを増やそう

事業所の取り組み

- 女性の職員や管理職を増やそう
- 女性の意見を積極的に取り入れよう

※² プラン全体における市民・事業所の行動指針は4ページ参照。

■プランがめざす数値指針※³

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
i. 審議会等における女性の割合	25.8%	30%
ii. 敦賀市役所における女性の管理職の割合 (課長職相当以上の管理職)	18.1%	20%
iii. 女性の管理職がいる市内事業所の割合	34.6%	40%
iv. 「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合	31.3%	50%

※³ プラン全体の数値指針は5ページ参照。



基本課題（2）

雇用における男女共同参画の推進

現 状

近年、女性が活躍の場を求めて地元を離れ、東京や大阪などの大都市圏に移動する動きが大きくなっています。これは、地方圏にとって人口減少に拍車をかけるものです。福井県は共働きの比率が高く、その意味では女性が活躍している地域と言えます。しかし、女性は出産や子育てを機に会社を退職するケースや再就職時はパートタイムで雇用されるケースも多く、女性が活躍できるステージが限られているのが現状です。

本市が行った市民へのアンケート調査の結果でも、「女性が働きやすい状況ではない」と考える市民は男女とも過半数に達しています。

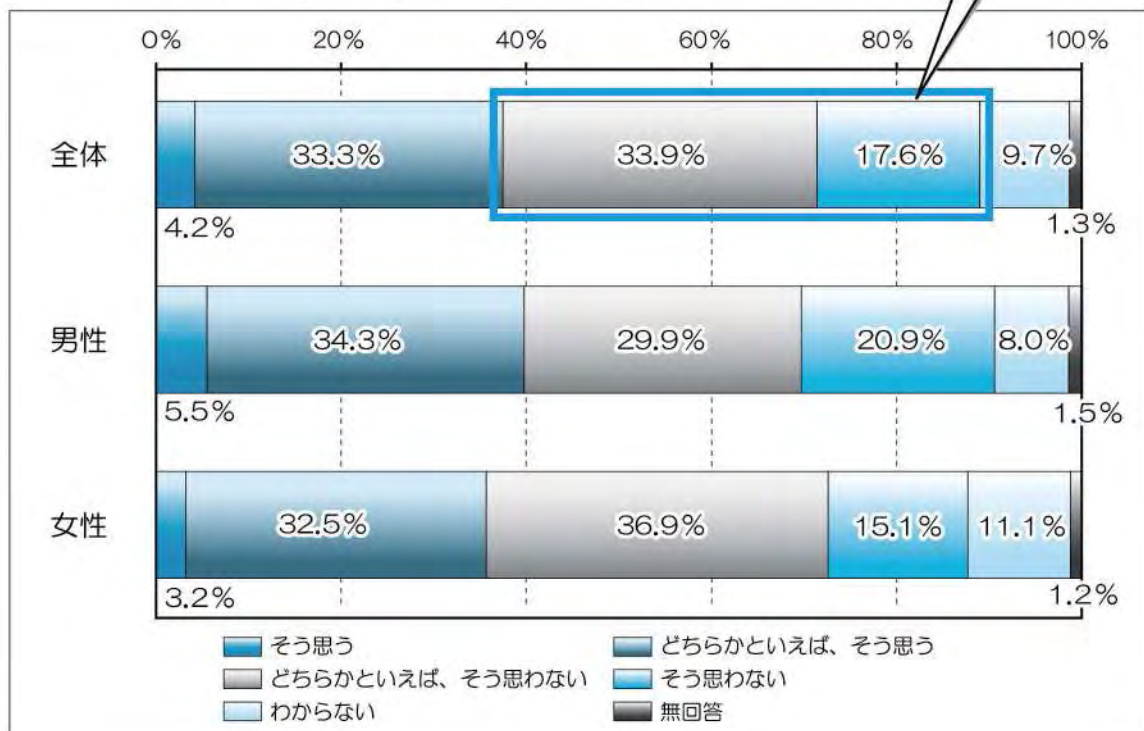
その理由については、男女とも多い順に「働く場が限られている」「育児・介護休業等の支援制度が整っていない」「労働条件が整っていない」となっています。雇用における男女共同参画の推進が課題であることがうかがえます。

そこで、女性の職業選択の際に性別にかかわらず個性と能力が発揮できる環境を構築するとともに、就職の機会を広げ、育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりや再就職等を支援することが必要です。（育児・介護休業等に関する施策は基本課題（4）に掲載します）

過半数の市民が、「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」と回答。

一般的に現在の女性は働きやすい状況にあると思いますか

（令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より）



プランにおける取り組み等

■市の基本施策

③ 女性の就職・再就職等の支援

《具体的な取り組み》

- 子育て後の再就職に際して就職相談等の支援を実施します
- ひとり親の雇用安定のため、敦賀公共職業安定所との連携を図ります

④ 性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる自由な職業選択の推進

《具体的な取り組み》

- 性別にかかわらず、個性と能力が発揮できるキャリア教育を推進します
- 男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等の理解を促進します

■市民・事業所の行動指針

事業所の取り組み

- 女性の職員や管理職を増やそう
- 女性の意見を積極的に取り入れよう
- 多様な働き方ができる職場にしよう



○第5次男女共同参画基本計画の閣議決定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、第5次男女共同参画基本計画が令和2年12月25日に閣議決定されました。

計画では男女が自らの意思に基づき個性と能力を発揮することやSDGs（持続可能な開発目標）の達成、AIやIoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与することなどが取り上げられています。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の施行

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現するため、10年間の時限立法として平成28年4月に施行されました。基本原則には、女性に対する職業生活に関する機会の積極的な提供や活用を通じて女性の個性と能力が十分に発揮できるようにすることや、女性の職業生活と家庭生活の両立に関し本人の意思を尊重することなどが掲げられています。

また、女性活躍加速のために重点方針も策定され、「安全・安心な暮らしの実現」「あらゆる分野における女性の活躍」「女性活躍のための基盤整備」を軸として、特に令和2年にはテレワークやオンラインの活用による新たな可能性への対応も加わりました。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

政策の立案・決定に際して多様な国民の意見が的確に反映されるため、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的として平成30年5月に施行されました。国や地方の議員選挙で男女の候補者の数ができる限り均等になることをめざし、国・地方公共団体の責務とともに政党その他の政治団体の取り組みが盛り込まれています。

○働き方改革関連法の施行

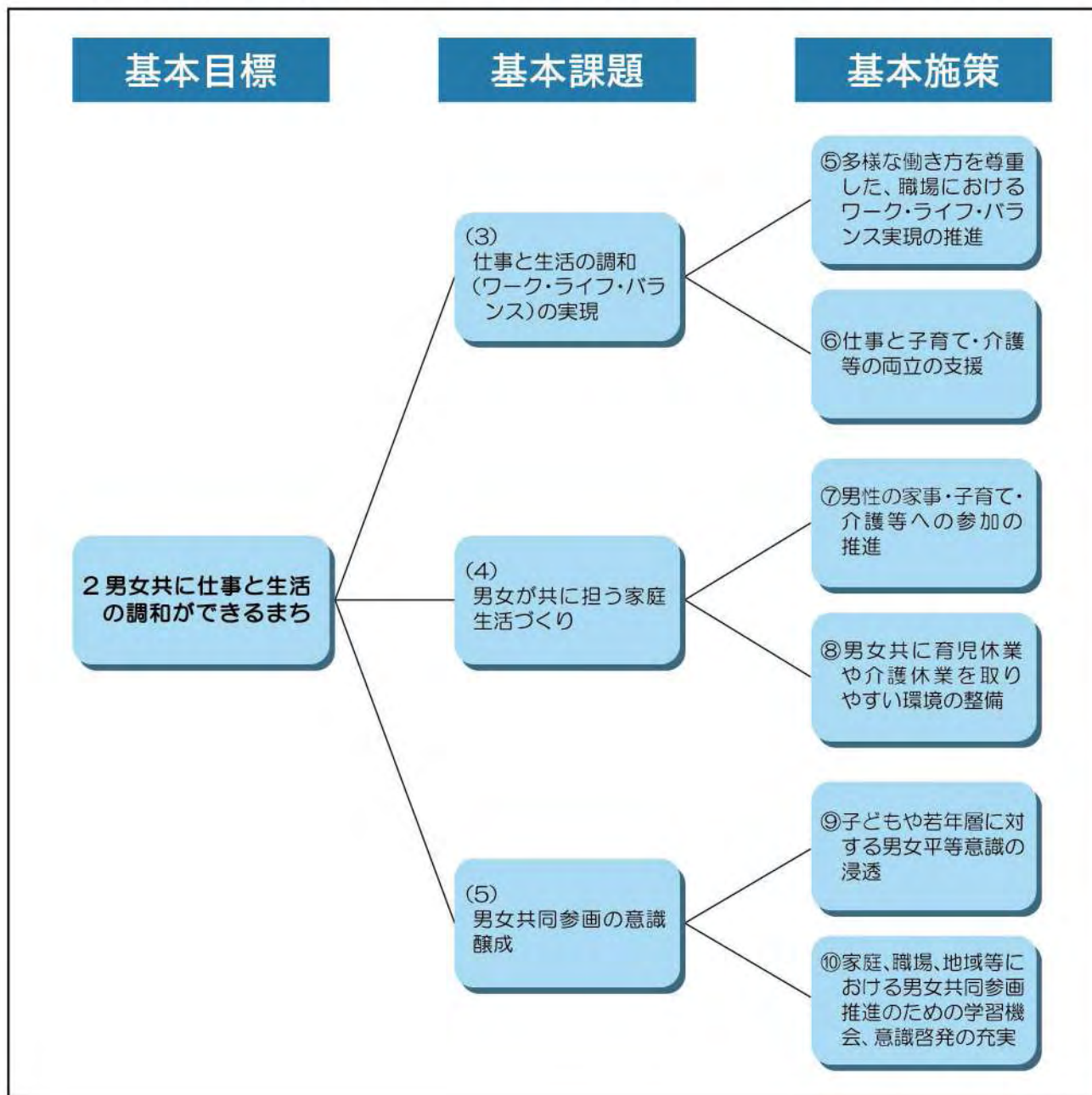
働く方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を総合的に推進するため、平成31年4月から順次施行されています。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられています。とりわけ、労働時間法制では「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現する取り組みとして、残業時間の上限規制や勤務間インターバル制度の導入などが行われています。

○育児・介護休業法施行規則等の改正

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、時間単位での取得が全ての労働者でできるようになりました。（令和3年1月1日施行）

基本目標 2

男女共に仕事と生活の調和ができるまち





基本課題（3）

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

現 状

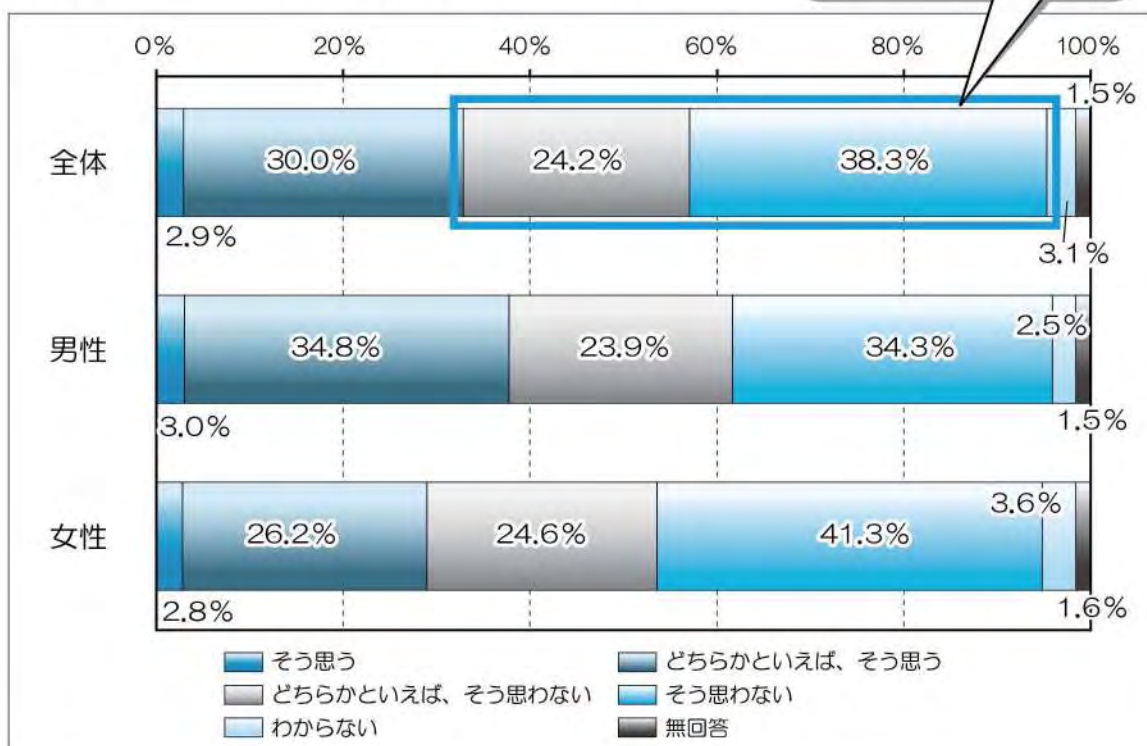
かつて「男は仕事、女は家庭」という認識を多くの人々が持っており、性別で役割を固定する考えが強くありました。社会経済構造の変化や国・地方における男女共同参画の取り組みによって、徐々にこうした認識は薄まっています。本市が行った市民へのアンケート調査結果でも、男女とも「男は仕事、女は家庭」という固定観念を持たない人が過半数を超えています。

このような変化に伴って、男女共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視されており、その実現は地域経済の活性化や少子化の流れを変え、持続可能な地域社会の構築にも寄与すると考えられます。

とりわけ、仕事の間では女性の役割を高め、生活の間では男性の役割を高めていくことが必要です。前者については、国が定めた関連法令の啓発や施策の推進を行うとともに、先進的な事業所の取り組み等を広く発信することが求められます。また、後者については、家庭の場で子育てや介護にかかる負担を軽減するとともに、男性の参加を促すための啓発等が求められます。（男性の参加に関する施策は基本課題（4）に掲載します）

「男は仕事、女は家庭」という考え方について
(令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より)

過半数の市民が、「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」と回答。



プランにおける取り組み等

■市の基本施策

⑤ 多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進

《具体的な取り組み》

- 職員の健康の増進と公務能率の向上等のため、職員の適正配置、業務改善等により超過勤務を削減します
- ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させるための研修会の開催や、情報の発信を実施します

⑥ 仕事と子育て・介護等の両立の支援

《具体的な取り組み》

- 市の子育て支援施策を推進・拡充します
- 市の介護支援施策を推進・拡充します

■市民・事業所の行動指針

市民の取り組み

- 仕事も私生活もどちらも大切にしよう
- 性別で役割を決めるのはやめよう
- 家事、子育て、介護に男性も積極的に取り組もう

事業所の取り組み

- 有給休暇等を取りやすい職場環境を作ろう
- 協力して超過勤務を減らそう
- 多様な働き方ができる職場にしよう

■プランがめざす数値指針

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
v. 家庭と両立しながら働きやすいと思う市民の割合	31.8%	40%
vi. 有給休暇取得率	—	70%



基本課題（４）

男女が共に担う家庭生活づくり

現 状

家庭生活における男女の役割分担は、現状と理想で大きなギャップがあります。本市が行った市民へのアンケート調査結果によると、家事（炊事・掃除・洗濯）、子育て、介護の役割分担について、現状は女性に偏っている一方で、理想としては性別にかかわらず同程度に行いたいと考えている人が多い状況です。

それぞれの家庭で、お互いが望ましいと考える役割分担を実現していかなければなりません。

そこで、基本課題（２）「雇用における男女共同参画の推進」や基本課題（３）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」のためにも、特に男性が家庭生活中で一定の役割を果たすよう啓発や研修を行うこと、家族の交流を促進することが求められます。

また、家事、子育て、介護の役割が女性に偏っていることについては、男性が長時間労働をし、育児休業等は女性が取るものとする働く場における慣行や固定観念も背景にあると考えられます。そのため、事業所において育児休業や介護休業に関する制度を周知し、男女共に制度の利用を促進するなど仕事と家庭生活が両立しやすい労働環境の整備が必要です。

夫婦の役割分担について

（令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より）

※比較のため、「他の家族が中心」、「該当なし」、「無回答」等のデータは除外しています。

		主に夫	主に妻	夫と妻で同程度
現 状	炊事・掃除・洗濯	2.2%	84.6%	13.2%
	乳幼児の世話	2.2%	76.8%	21.0%
	親や家族の介護・看護	4.9%	60.4%	34.7%
理 想	炊事・掃除・洗濯	2.5%	49.3%	48.2%
	乳幼児の世話	1.3%	31.6%	67.1%
	親や家族の介護・看護	2.3%	12.0%	85.7%

家庭生活中で役割分担は夫と妻で同程度行うことを理想とする市民が多いが、現状は妻に偏っている。

プランにおける取り組み等

■市の基本施策

⑦ 男性の家事・子育て・介護等への参加の推進

《具体的な取り組み》

- 男性の家事・育児支援講座を開催し、男性の家事・育児への参加を促進します
- 男性が参加しやすい介護者のつどいの場を提供します

⑧ 男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備

《具体的な取り組み》

- 育児・介護休業法に関する休業制度を周知し、利用を促進します
- 職員の性別にかかわらず、育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の利用を促進します

■市民・事業所の行動指針

市民の取り組み

- 仕事も私生活もどちらも大切にしよう
- 性別で役割を決めるのはやめよう
- 家事、子育て、介護に男性も積極的に取り組もう

事業所の取り組み

- 有給休暇等を取りやすい職場環境を作ろう
- 協力して超過勤務を減らそう
- 多様な働き方ができる職場にしよう

■プランがめざす数値指針

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
vii. 1週間当たりの男性の平均家事等(家事・子育て・介護)の参画時間	—	14時間





基本課題（5）

男女共同参画の意識醸成

現 状

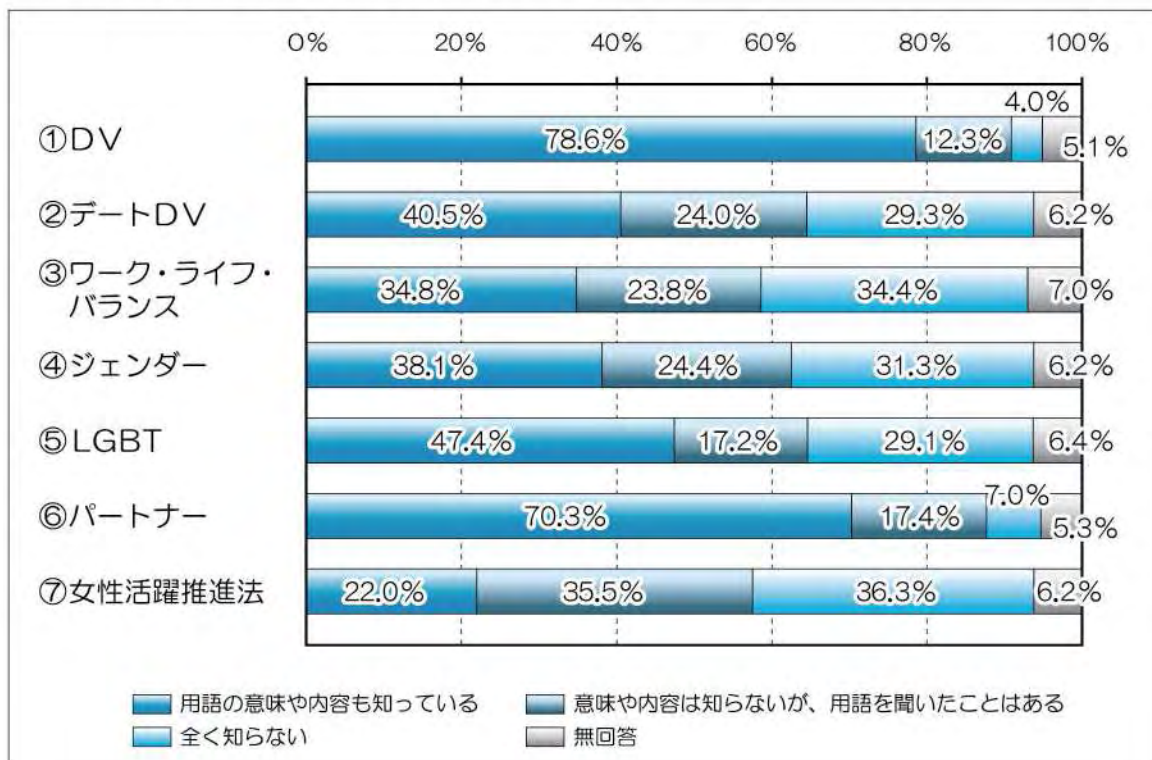
男女共同参画の取り組みを進めるための前提として、男女共同参画の意識を持つことが必要です。また、男女共同参画の進展や社会経済構造の変化を踏まえて、新たな課題に対応していかなければなりません。

本市が行った市民へのアンケート調査結果では、男女共同参画に関連する用語がどの程度市民に浸透しているかを調べました。その結果、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」や「パートナー」など多くで「用語の意味も内容も知っている」と答えた市民の割合が最も高かった一方、「女性活躍推進法」など新たな用語については「全く知らない」と答えた市民の割合が最も高いことが分かりました。長期にわたって取り組みが進められている用語やニュース等で取りあげられる用語は比較的浸透しているものの、これから本格的な取り組みが行われる施策については十分に浸透していないことは課題です。

あらゆる年代に対して、男女共同参画を推進するための学習機会や意識啓発をさらに積極的に進めることが求められます。

男女共同参画に関する用語の浸透状況

（令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より）



プランにおける取り組み等

■市の基本施策

⑨ 子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透

《具体的な取り組み》

- 小中学校における人権教育を推進し、男女がお互いを尊重する意識を育みます
- 若年層を対象とした、男女共同参画の啓発を行います

⑩ 家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実

《具体的な取り組み》

- 男女共同参画センターや地域の施設で男女共同参画に関する講座や啓発を行います
- 男女共同参画関係図書の閲覧・貸出や広報誌の記事掲載を通じて情報を発信します

■市民・事業所の行動指針

市民の取り組み

- 性別で役割を決めるのはやめよう

■プランがめざす数値指針

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
viii. 「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合	17.8%	20%



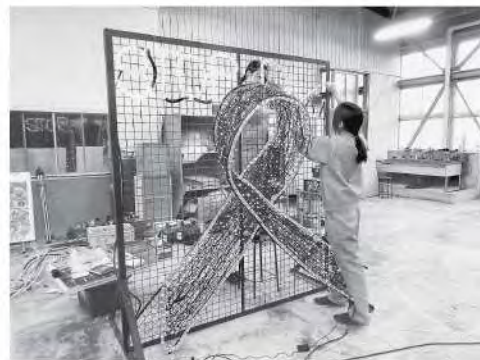
コラム DV被害防止のために～市民の協力～

本市ではDV被害防止啓発を含めた男女共同参画推進のための様々な活動を行っており、高校生の協力による若年層への関心を高めてもらうための取り組みも実施しています。

令和元年度DV被害及びデートDV被害防止啓発のための パープルイルミネーション展示



オルパークにて展示



福井県立敦賀工業高等学校生徒による
制作の様子

令和2年度DV被害及びデートDV被害防止啓発のための ポスター展示



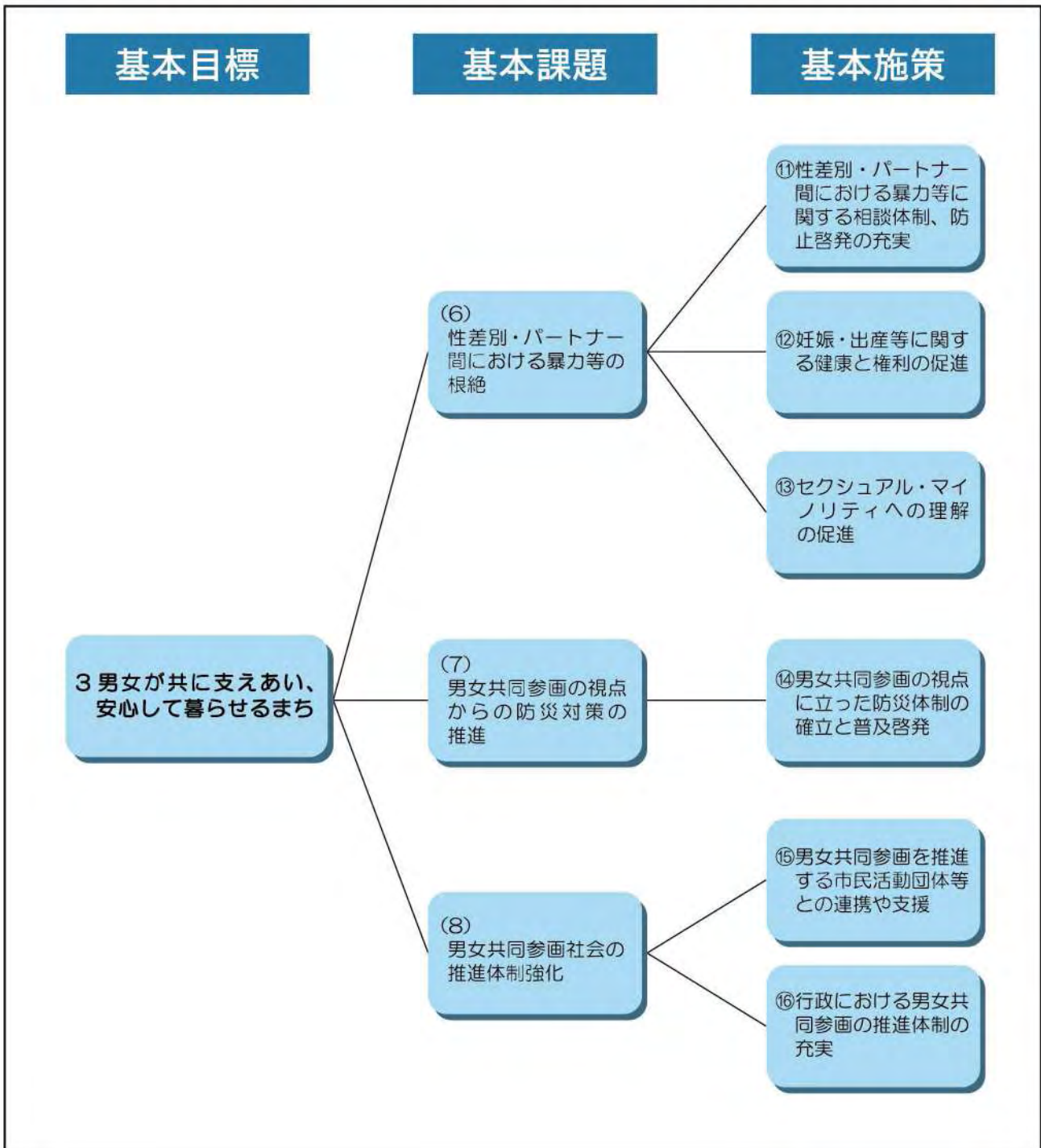
オルパークにて展示



学校法人嶺南学園敦賀気比高等学校生徒による
制作の様子

基本目標 3

男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち





基本課題（6）

性差別・パートナー間における暴力等の根絶

現 状

男女共同参画社会基本法第3条には、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と定められています。つまり、男女の人権を尊重することが男女共同参画社会の重要な前提となります。

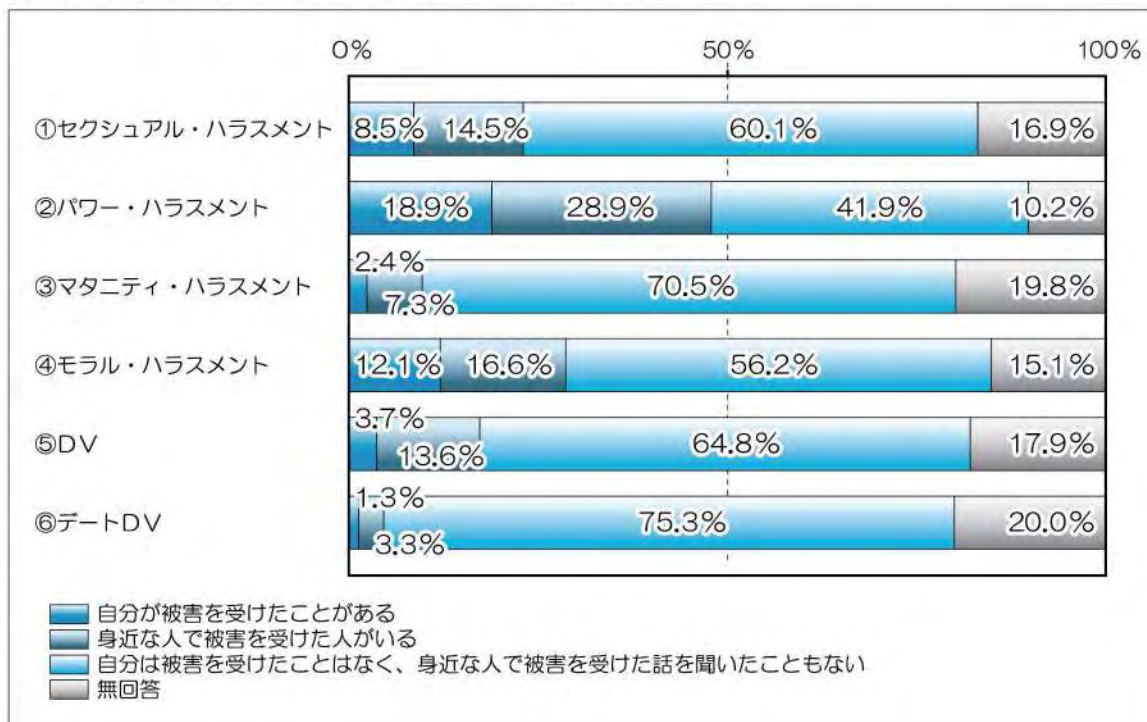
しかし、さまざまな場面での暴力的行為が依然として問題となっています。本市が行った市民へのアンケート調査結果でも、DV（ドメスティック・バイオレンス）や各種ハラスメントの被害を受けたことのある人が存在することを確認できます。

このような人権侵害による被害を未然に防止するとともに、生じてしまった場合でも最小限に食い止めることが必要です。そのためには、相談体制の構築と周知を図ることが求められます。また、女性の人権として妊娠・出産等に関する健康と権利を促進するため、学校教育での取り組みや出産期における啓発・指導を行うことも重要となります。

さらに、近年では、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）への理解を深めるための取り組みが進められており、LGBT*など、さまざまなセクシュアリティの人が、共に生き、参画していく社会を形成する必要があります。

次の暴力的行為について、あなた自身や身近な人が経験したことはありますか

（令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より）



※ 35 ページ用語解説参照。

プランにおける取り組み等

■市の基本施策

- ⑪ 性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実
《具体的な取り組み》
 - DV等に関する相談窓口を周知するとともに、各相談機関との連携を密にし、相談者への支援を行います
 - 性差別・DVを防止するための啓発や研修を行います
- ⑫ 妊娠・出産等に関する健康と権利の促進
《具体的な取り組み》
 - 女性の健康教育や相談、保健指導等を実施します
 - 学校で性の健康や権利に関する教育を行います
- ⑬ セクシュアル・マイノリティへの理解の促進
《具体的な取り組み》
 - セクシュアル・マイノリティに関する研修や広報を行います

■市民・事業所の行動指針

市民の取り組み

- 性別で役割を決めるのはやめよう
- 性別は男性と女性以外にもあることを理解しよう

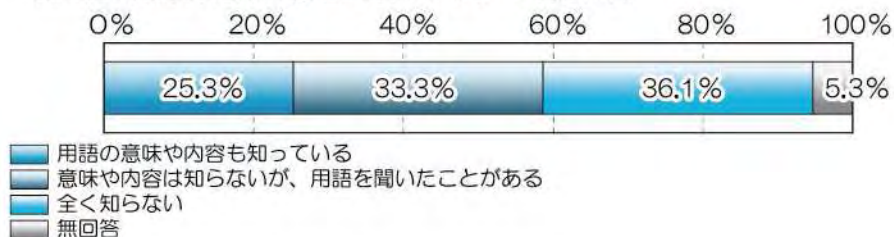
■プランがめざす数値指針

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
ix. DVや女性の悩みごとが相談できる窓口が市にあることを知っている市民の割合	25.3%	35%
x. LGBTの意味を知っている市民の割合	47.4%	60%

困った際に相談できる窓口があることを知っていただく事も、大切な取り組みです。

敦賀市女性相談窓口の浸透状況

(令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より)





基本課題（7）

男女共同参画の視点からの防災対策の推進

現 状

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災などの巨大地震や台風・豪雨による大規模災害が近年、多発しています。防災対策は日ごろの準備をはじめ、自助や共助つまり自分自身の行動や地域での助け合いが必要になります。また、災害発生地域において、被災者の性別によりニーズの違いがあることが判明しており、防災対策についても男女共同参画の視点から進めていくことが重要です。

国は、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を平成25年5月に策定しました。その基本的な考え方には、「平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる」「『主体的な担い手』として女性を位置づける」「災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する」などが盛り込まれています。また、事前予防の段階から「自主防災組織における女性リーダーの育成」「女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資の備蓄」などを進めるとともに、災害発生直後の対応や避難所、応急仮設住宅、復旧・復興などのあらゆる場面で、男女共同参画の視点を取り入れた具体的な取り組みが必要とされています。さらに、令和2年には女性視点からの災害対応を進めるためのガイドラインとして「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が内閣府男女共同参画局により作成されています。

これらの点を踏まえ、本市でも防災計画や国民保護計画に基づいて、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。防災対策に関連する機関や部署と連携を深め、意識啓発や自主防災活動への女性参画、女性が必要とする備蓄品の整備などを進めていきます。



東日本大震災の被害の様子（出典：一般財団法人 消防防災科学センター）



平成23年豪雪時の市職員による食料配布



平成29年台風5号時の笹の川増水

プランにおける取り組み等

■市の基本施策

⑭ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発

《具体的な取り組み》

- 性別にかかわらず防災意識の普及啓発、防災訓練の徹底を図ります
- 女性や子どもに対する暴力等の予防に配慮した避難所の環境の整備を行います
- 女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な支援、情報提供、助言等を行います

■市民・事業所の行動指針

市民の取り組み

- 女性のリーダーを増やそう
- 性別で役割を決めるのはやめよう



各種防災訓練



基本課題（8）

男女共同参画社会の推進体制強化

現 状

男女共同参画社会を実現するためには、特定の分野や機関による推進ではなく、様々な分野や機関が連携して、総合的に推進することが必要となります。

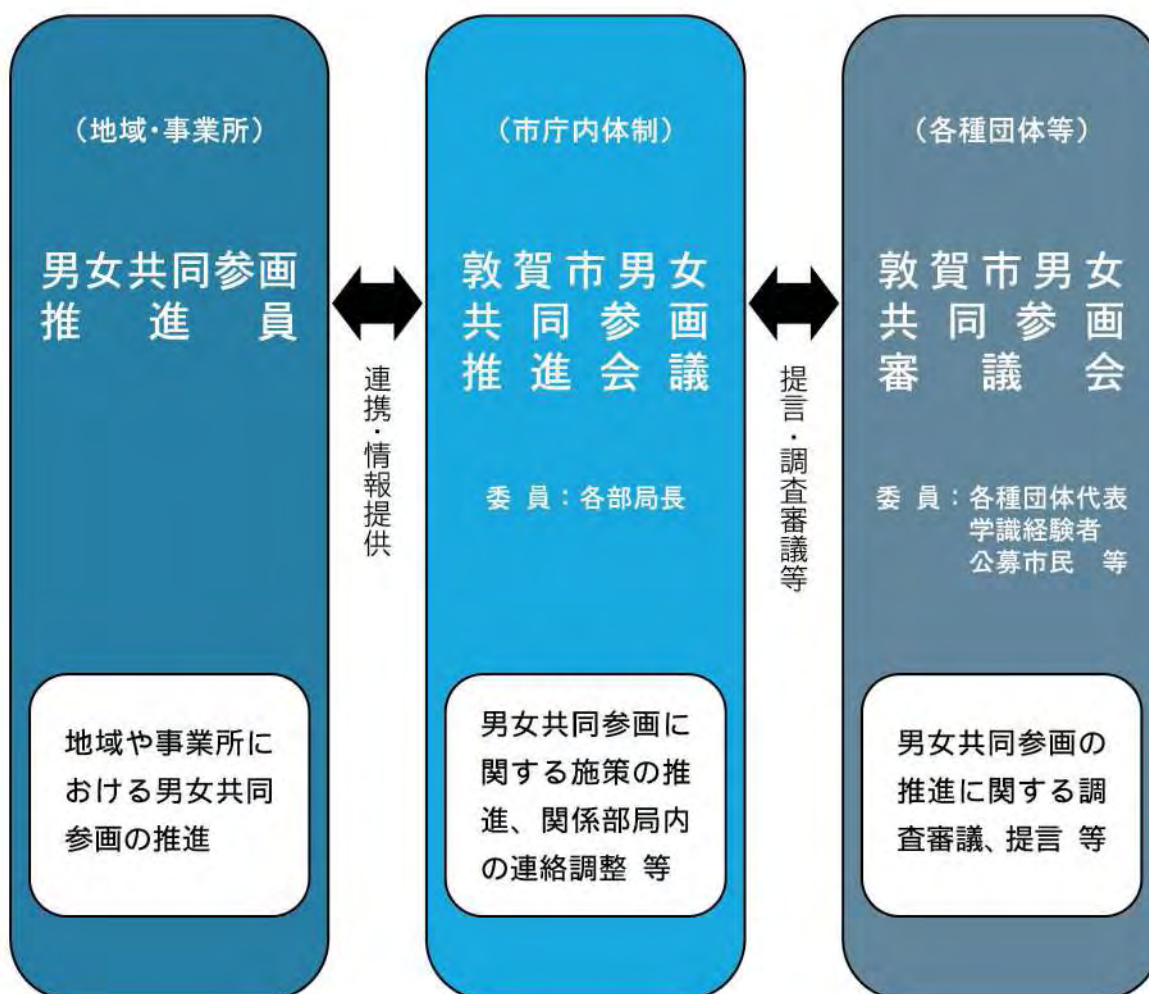
例えば、子育て支援の施策は児童福祉を目的に行われますが、子育ての負担が軽減されれば男女共同参画の推進にも寄与します。

特定の分野や機関が行う施策は、それぞれの分野の課題解決を主な目的として実施するものですが、男女共同参画の推進に関係するものも多くあります。男女共同参画を効果的に推進していくためには、それらの施策も含めて総合的に取り組むことが求められます。

そこで、男女共同参画の推進効果を高めるために、様々な分野や機関との緊密な連携を強化することが必要です。

今後は、本プランの推進体制として敦賀市と他の行政機関との連携、市民活動団体等との協働をさらに強化し、男女共同参画社会を推進します。

推進組織等



プランにおける取り組み等

■市の基本施策

⑮ 男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援

《具体的な取り組み》

- 男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供、支援を行います

⑯ 行政における男女共同参画の推進体制の充実

《具体的な取り組み》

- 男女の視点が偏りなく取り入れられるように、適正な人事配置を行います
- 男女共同参画推進の年次報告書を作成します
- 国や県などの関係機関と連携します



←市民活動団体「つるが男女共同参画ネットワーク」との協働によるDV被害防止啓発街頭キャンペーン

敦賀市男女共同参画審議会において
つるが男女共同参画プランの年次報告書審査→



■第4次つるが男女共同参画プラン策定について



策定委員会による審議

本プランは男女共同参画に関する様々な分野の視点を取り入れるため、市内の各団体や事業所、公募市民、学識経験者等多岐にわたる分野の委員で構成される第4次つるが男女共同参画プラン策定委員会において審議された内容を基に策定しました。

資 料

- 用語解説
- 敦賀市男女共同参画推進条例
- 第4次つるが男女共同参画プラン実施事業(取組)一覧
- 第4次つるが男女共同参画プラン策定委員会委員名簿
- 第4次つるが男女共同参画プラン策定にかかる経緯

用語解説

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦（事実婚を含む）や恋人間におけるパートナーからの暴力のことです。身体的な暴力に限らず、人格を否定する発言や無視をするなどの精神的暴力、生活費を渡さない、高額のをねだるなどの経済的暴力や、避妊に協力しない、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

デートDV

交際相手からの暴力のことです。
恋愛が低年齢化するに伴い、中学生・高校生・大学生など10～20代の恋人同士の間でのデートDVも発生しています。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活のどちらも犠牲にすることなく、両立させ、両方を充実できる状態のことです。

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別、いわゆる「男らしさ」や「女らしさ」のことです。生まれつきの生物学的な性別とは区別して用いられます。

LGBT

女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、性別越境者（Transgender）の頭文字をとった単語で、配偶者や恋人として異性を愛することが多い社会において、少数派の性的志向をもつ人々の総称です。自らの性別を決めかねている、意図的に決めていない等とするクエスチョニング（Questioning）を加えたLGBTQなどの表現もあります。

パートナー

配偶者や恋人を指す言葉です。異性カップルのみでなく、男性同士や女性同士のカップルなど広い範囲で使用されます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備し、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために制定された法律です。

国や地方自治体、301人以上の常時雇用する労働者がいる事業主は、女性が活躍しやすい環境を整備するために、具体的な計画を定め、実施することなどが義務付けられています。

なお、令和4年4月からは、101人以上の常時雇用する労働者がいる事業主へ対象が拡大されます。

敦賀市女性相談窓口

敦賀市男女共同参画センター内にあるDV（パートナーからの暴力）、家族・夫婦間の悩み、誰に相談したらいいか分からない悩みなど様々な悩みに、電話・面談・メールなどで女性相談員が内容に応じた支援を行う相談窓口です。

所在地：敦賀市本町2丁目1番20号（敦賀市男女共同参画センター）

電話番号：0770-23-5411

敦賀市男女共同参画推進条例

平成16年3月24日

条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条 — 第8条）

第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第9条 — 第16条）

第3章 男女共同参画に関する具体的施策（第17条 — 第20条）

第4章 敦賀市男女共同参画審議会（第21条 — 第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

天然の良港に恵まれ、古くから海陸交通の要衝である敦賀市は、豊かな自然環境の中で国内外の文化を受け入れ、「命のビザ」で入国して来たユダヤ人難民を温かく迎えるなど様々な人々との交流を重ね、人情厚く進取に富んだ人柄をはぐくみながら独自の文化を創造し、発展してきた。本市が目指す将来都市像「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀」を実現するため、男女を問わず市民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

このような敦賀市にあって、女性の就業率は高く、家庭においても女性が、家事、育児等の主たる担い手となっている。しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等があり、方針決定への女性の参画の状況においても偏りが見られ、女性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

これらを踏まえ、男女の意識改革や家庭と仕事等の両立を図るとともに、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、ともに責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現する必要がある。

ここに、私たち市民は、日本国憲法、女子差別撤廃条約及び男女共同参画社会基本法にのっとり、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれが連携して男女共同参画社会を築き上げることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女

共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮できるよう配慮されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映する社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対し、影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と職業生活等が両立できるよう配慮されること。

(5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に推進されるよう努めなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、市民の参加機会を最大限設け、施策の実施に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画社会の形成に配慮した教育が行われるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう配慮するものとする。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。
(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。
(相談及び苦情の処理)

第12条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為についての相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

3 市長は、前項に規定する申出の処理に当たり、必要があると認めるときは、敦賀市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。
(民間団体等への支援)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
(拠点施設の設置)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施、相談、啓発、研修等あらゆる活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。
(国際的協調)

第15条 市は、国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画の視点に立ち、外国人と相互の理解と交流を図り、国際的協調に努めるものとする。
(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 男女共同参画に関する具体的施策

(政策の立案及び決定における積極的改善措置)

第17条 市は、附属機関等の委員の構成に関し、男女の数に配慮するよう努めるものと

する。

2 市長は、女性職員の積極的な職域拡大、登用及び能力開発に努めるものとする。

(市の施策等)

第18条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うよう努めるものとする。

- (1) 職業生活、地域活動及び家庭生活において性別を問わず両立しやすい環境の整備
- (2) 女性に対する暴力の防止、被害を受けた者に対する相談、一時保護その他必要な支援
- (3) 生涯を通じた男女の健康、母性の保護及び子育ての支援
- (4) 市民及び事業者の理解を深めるための広報活動

2 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の参画状況の報告を求めることができる。

(表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関して、その功績が特に顕著な市民及び事業者に対して、表彰を行うことができる。

(男女共同参画推進員)

第20条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、地域及び事業所に啓発活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。

第4章 敦賀市男女共同参画審議会

(設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行うため、敦賀市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する市の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第4次つるが男女共同参画プラン実施事業（取組）一覧

基本目標 1 女性が活躍しやすいまち

基本課題 ① / 政策決定・推進の場における女性参画の拡大

基本施策	事業（取組）概要
① 意思決定の場における女性活躍の推進	市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。
	各分野において、性別にかかわらず意見が反映されるように、市の各種審議会や委員会における男女の構成比率を改善します。
	地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会等への働きかけを行います。
	意欲や資質によって、性別にかかわらず管理職へ昇格できる選抜試験を実施し、組織の活性化を図ります。
	市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的な研修を性別にかかわらず実施します。
② 事業所等における女性活躍の推進	事業所における女性の活躍を推進するための研修会の開催や広報誌による情報発信等を実施します。
	市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を設置するとともに、監視体制を整えることで、これらの防止を図ります。
	女性経営者の自己研鑽、育成に関する支援を行います。
	女性の起業に関する支援を行います。
	性別にかかわらず、新規に就農ができるように就農環境整備や経営安定の支援を行います。

基本課題 ② / 雇用における男女共同参画の推進

基本施策	事業（取組）概要
③ 女性の就職・再就職等の支援	福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、キャリアカウンセリング等の各種就職支援を性別にかかわらず実施します。
	地元における就職を希望する人が、性別にかかわらず支援が受けられるようにするため、大学生等就職説明会の開催等の事業を実施します。

	<p>子育て等により一旦仕事を離れた方の再就職を支援するため、就職相談等の各種就職支援を実施します。</p> <p>ひとり親が子育てをしながら就職に必要な資格取得を行うための支援として、受講費用等の一部を給付します。また、ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、修学資金等の貸し付け相談を行います。</p> <p>ひとり親の雇用の安定のため、母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、また、敦賀公共職業安定所との連携を図ります。</p>
④ 性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる自由な職業選択の推進	<p>性別にかかわらず個性と能力が発揮できるキャリア教育を推進します。</p> <p>小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定します。</p> <p>中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとします。</p> <p>職員採用試験前に説明会を開催し、職業に関する理解の促進を図り、幅広い人材を登用します。</p> <p>男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等の理解を促進します。</p>

基本目標 2

男女共に仕事と生活の調和ができるまち

基本課題 ③ / 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

基本施策	事業（取組）概要
⑤ 多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進	<p>市職員の家庭生活の充実と公務能率の向上等のため、年次有給休暇や夏季休暇、結婚休暇等の特別休暇の使用を促進するとともに、取得しやすい職場環境の整備等に取り組みます。</p> <p>特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組みます。</p> <p>職員の健康の増進と公務能率の向上等のため、職員の適正配置、業務改善等により超過勤務を削減します。</p> <p>市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させるための研修会の開催や、情報の発信を実施します。</p>

<p>⑥ 仕事と子育て・介護等の両立の支援</p>	<p>地域の子育て関連情報を提供し、地域の子育て支援事業を円滑・適切に利用できるよう個別ニーズに合わせて、関係機関と連絡調整・連携し、相談・助言を行います。</p>
	<p>多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。</p>
	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。</p>
	<p>安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。</p>
	<p>『敦賀市子ども・子育て支援事業計画』、『敦賀市次世代育成支援対策行動計画』等に従い、育児の相談事業、保育サービスの充実等を実施し、子育ての負担を軽減します。</p>
	<p>在宅介護のため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。</p>
	<p>障がい者・高齢者等の介護者への相談事業を行います。</p>
	<p>介護負担を抱え込まずに在宅介護を継続できるよう、介護者のつどいの場と訪問型サービスを組み合わせた事業を実施します。</p>
	<p>市営住宅の2階以上の部屋の入居者で、病気や障がいや高齢であるため階段の昇降が困難である場合に、1階の空き部屋またはエレベーター付きの住宅に移ることができる、市営住宅住宅交換を推進します。</p>
	<p>市営住宅において、病気や障がい等により、立ち上がりや歩行が困難な方の部屋の玄関・浴室・トイレ等に手すりを設置したり、段差を無くす改修を行う介護修繕を推進します。</p>
<p>『敦賀市地域福祉計画』、『敦賀市障がい者福祉計画』、『敦賀市高齢者健康福祉計画』、『敦賀市介護保険事業計画』等に従い介護に関する費用負担の軽減、障がい者・高齢者の介護サービスの充実等を実施し、介護の負担を軽減します。</p>	

基本課題④ / 男女が共に担う家庭生活づくり

基本施策	事業（取組）概要
⑦ 男性の家事・子育て・介護等への参加の推進	男性の家事・育児支援講座を開催し、男性の家事・育児への参加を促進します。
	毎週土曜日に「パパも遊ぼう」を実施します。父親の育児参加を促進し、交流の場を提供します。
	親子で製作や遊びを体験する催しを行います。
	親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。
	男性が参加しやすい介護者のつどいの場を提供します。
男性の家事・子育て・介護等の参加を促進するための情報を発信します。	
⑧ 男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備	育児休業・介護休業等の休業制度の周知を行うと共に、制度の利用を促進します。
	職員の性別にかかわらず、育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の利用を促進します。
	育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、休業制度が活用しやすい環境を整えます。

基本課題⑤ / 男女共同参画の意識醸成

基本施策	事業（取組）概要
⑨ 子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透	小中学校における人権教育推進計画に則り、学校教育において男女がお互いを尊重する意識を育みます。
	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止等の啓発を行います。
	小中学校において、性別に起因する様々な悩みについて適切に応じられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、相談体制を構築します。
⑩ 家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出を実施します。
	県の男女共同参画月間（6月）に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発を行います。
	広報誌等によって男女共同参画に関して学べる情報を発信します。
	市民が参加しやすい、男女共同参画に関する講座、研修会の開催や情報発信を実施します。

基本目標 3

男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち

基本課題 ⑥ / 性差別・パートナー間における暴力等の根絶

基本施策	事業（取組）概要
⑪ 性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実	<p>DV等に関する相談窓口を周知するとともに、各相談機関との連携を密にし、相談者への支援を行います。</p> <p>DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、DVからの被害者保護・支援についての啓発を行います。</p> <p>国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発を行います。</p> <p>DV被害者が住まいに困窮する場合に、市営住宅への入居要件の緩和により、住まいの確保を支援します。また、住まいに関する対応だけでなく、DV被害者からの相談を関係機関と情報共有し、支援の連携を図ります。</p>
⑫ 妊娠・出産等に関する健康と権利の促進	<p>女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性の妊娠・出産等のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。</p> <p>学校教育において、子どもが性の健康や権利に関して正しい知識を身につけ、望まない妊娠、性感染症などの危険から自らを守る力が身につくように学習機会の充実を図ります。</p> <p>女性特有のがんの早期発見、早期治療のため、子宮頸がん及び乳がん検診を実施します。女性で罹患が最も多い乳がん検診については、周知や受診勧奨を積極的に行います。</p> <p>夫と妻それぞれの不妊治療および不育症治療に関する助成制度を設け、精神的・経済的負担の軽減を図ります。</p>
⑬ セクシュアル・マイノリティへの理解の促進	<p>セクシュアル・マイノリティに関する理解が深まるように研修会・広報誌等により情報発信を行います。</p>

基本課題⑦ / 男女共同参画の視点からの防災対策の推進

基本施策	事業（取組）概要
⑭ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発	自主防災組織への女性の参画を促進するとともに、性別にかかわらず防災意識の普及啓発、防災訓練の徹底を図ります。
	女性や子どもに対する暴力等の予防に配慮した避難所の環境の整備、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した備蓄品の整備を順次行います。
	男女共同参画の視点からの災害対策について、研修会・広報誌等で、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。
	女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な支援、情報提供、助言等をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。

基本課題⑧ / 男女共同参画社会の推進体制強化

基本施策	事業（取組）概要
⑮ 男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援	男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供を行うとともに、活動を活性化するための支援を行います。
⑯ 行政における男女共同参画の推進体制の充実	行政の場に男女の視点が偏りなく取り入れられるように、適正な人事配置を行います。
	男女共同参画に関する相談業務等を行い、男女共同参画社会の実現を支援します。
	国や県等と連携し、敦賀市における男女共同参画を推進します。
	男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表します。

第4次つるが男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

	氏名(敬称略)	所属	区分	備考
委員長	井上 武史	学校法人東洋大学 経済学部総合政策学科	学識経験者	
副委員長	森田 勝子	つるがまちづくり菘の会	つるが男女共同参画 ネットワークの構成員	
委員	上原 千可子	福井弁護士会	学識経験者	
委員	百木 悦子	敦賀人権擁護委員協議会	男女共同参画審議会 委員	
委員	金谷 知子	西地区	男女共同参画推進員	
委員	平佐 政雄	栗野地区	男女共同参画推進員	
委員	佐々木 環		男女共同参画推進員	～令和2年 6月23日
委員	西村 美月	中日本高速道路株式会社 金沢支社 敦賀保全・ サービスセンター	男女共同参画推進員	令和2年 6月24日～
委員	田嶋 孝佳	株式会社福井銀行	男女共同参画推進員	
委員	熊野 克則	敦賀市役所	男女共同参画推進員	
委員	松村 亜利沙	敦賀市役所	男女共同参画推進員	
委員	茶谷 佳秀	福井県民生活協同組合 第三地区本部	つるが男女共同参画 ネットワークの構成員	
委員	林 昇平	特定非営利活動法人 子育てサポートセンター きらきらくらび	市民活動団体の構成員	
委員	藤野 明美	つるがCAP	市民活動団体の構成員	
委員	立花 京子	敦賀市区長連合会	地区の代表	
委員	原 毅		公募による市民	

第4次つるが男女共同参画プラン策定にかかる経緯

【令和元年度】

実施日	会議等	内容
7月30日	委嘱式 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・策定についての概要説明 ・アンケート調査に係る設問の検討
8月29日	第2回策定委員会	アンケート調査に係る設問の決定
11月1日～ 11月30日	アンケート調査	市民1,200人、市内事業所100社を対象に実施
2月21日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果、分析報告 ・調査結果のプランへの反映協議 ・第3次プランの内容精査及び問題点の洗い出し ・第4次プラン体系の検討

【令和2年度】

実施日	会議等	内容
5月29日	第4回策定委員会	第4次プラン体系の決定
7月14日	男女共同参画 推進会議	第4次プランの内容協議
7月17日	第1回 男女共同参画審議会	第4次プラン策定の進捗状況報告
8月24日	第5回策定委員会	第4次プランの施策、数値指針の検討
9月29日	第6回策定委員会	第4次プラン全体の検討（概要、背景、施策）
10月9日	第2回 男女共同参画審議会	第4次プラン全体にかかる意見聴取
11月5日～ 11月19日	パブリック コメント募集	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ掲載 ・市各関係施設に設置
11月26日	第7回策定委員会	第4次プラン全体の内容決定 （審議会、パブリックコメント等の意見反映）
12月22日	答申	策定委員会委員長から市長へ答申

発行

敦賀市企画政策部市民協働課

(令和3年3月)

敦賀市本町2丁目1番20号 南公民館3階
男女共同参画センター内

TEL: 0770-23-5411

FAX: 0770-23-5662